

## その他留意事項について

### 1 全サービス共通事項

#### (1) 各種申請、届出について

##### ○指定・指定更新申請、変更届の様式変更について

省令の改正により、平成 31 年 1 月 1 日から指定・指定更新申請、変更届に係る添付書類が一部削減され、様式も変更となりましたので注意してください。

それぞれの添付書類は、指定・指定更新申請については各サービスの別添を、変更届については添付書類等一覧表を確認してください。

様式等については、随時ホームページを確認し、新しい様式を使用してください。

(様式等ホームページ掲載場所)

- ・ 介護サービス事業者向けトップページ > 3 新規指定及び指定更新について > 3-3 様式等
- ・ 介護サービス事業者向けトップページ > 4 変更届・廃止届・休止届・再開届 > 1. 変更届について

##### ○資格職の変更届について

資格職の職員に変更があったときは、変更があったときから 10 日以内に変更の届出を提出してください(変更があった事項「22 その他」を使用)。

対象となる職種は、介護支援専門員・計画作成担当者・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員・オペレーターです。変更届出書添付書類等一覧表を確認してください。

#### (2) 基準等について

人員基準や運営基準について不明な点があった場合には、市の条例や国の省令、通知(解釈通知)を、報酬について不明な点があった場合には、国の告示や通知(留意事項通知)を確認してください。

基準や報酬については、Q & A で示されている場合もありますので、併せて確認してください。

(ホームページ掲載場所)

##### ○基準条例

ホーム > 事業所向け > 健康・福祉・子育て・学校 > 高齢者・介護保険 > 指導・助言 > 各種サービス基準条例等について

##### ○基準省令、基準解釈通知、報酬告示、留意事項通知、Q & A

- ・ 厚生労働省ホームページ
- ・ 介護サービス事業者向けトップページ > 2 介護サービス関係 Q&A (厚生労働省)、介護保険最新情報等

#### (3) 指導について

##### ○集団指導及び実地指導について

指導監査課では、介護給付等対象サービスの取扱いや、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底することを目的とし、各種指導を行っています。

これらの指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を行うことを基本としています。

### ○実地指導

- ・ 運営調書及び関係書類を確認し、管理者や関係職員との面談方式により実施します。
- ・ 関係法令や基準に基づき、適正な事業運営を行っているか確認します。
- ・ 基本報酬及び加算・減算等が基準に従い適正に請求されているか確認します。

### ※監査

介護保険施設等において、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反、指定を受けるに当たっての不正な手段等、介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当があると認められる場合、又はその疑いがある場合に監査を行います。

### ○実地指導の日程変更について

実地指導は、相当な期間を空けて、事前に通知を送っており、基本的には日程変更は受け付けていません。ただし、やむを得ない事情の場合のみ変更が可能ですので、早めに御相談ください。

(やむを得ない事情の例)

- ・ 当日管理者が研修等で不在である。
- ・ 施設の入居者等が感染症にかかり、外部からの出入りが制限されている。 など

## (4) 事故報告書提出の徹底と事故の発生（再発）防止について

資料 8 を参照してください。

## 2 居宅介護支援

### ○軽微な変更の取扱いについて

平成 26 年度集団指導 資料 1-3 及び平成 28 年度集団指導 資料 5-2 より

~~3. 居宅サービス計画の変更のうち「軽微な変更」の考え方~~

~~(1) 軽微な変更と考えられる例~~

~~ア 臨時的、一時的なサービス提供日、時間帯、曜日の変更~~

~~イ 同一事業所における週 1 回程度のサービス利用回数の増減~~

~~ウ 利用者の住所変更~~

~~エ 単なる事業所の名称変更~~

~~オ 単なる目標設定期間の延長~~

~~カ 福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更~~

~~キ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所の変更~~

~~ク 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合~~

~~ケ 担当介護支援専門員の変更~~

~~(2) 軽微な変更と考えられない例~~

~~ア 継続的かつ計画的なサービス提供時間の変更~~

~~イ (1) イを超えるサービス利用回数の変更~~

~~ウ 新規サービスの追加~~  
~~エ 福祉用具の種目追加~~  
~~オ 担当介護支援専門員が変わらないまま居宅介護支援事業所が変更される場合~~

~~(3) 軽微な変更として考えられる場合の取扱い~~

~~ア サービス担当者会議~~  
~~必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、介護支援専門員がサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、開催することを制限するものではない。~~

~~イ 居宅サービス計画の作成~~  
~~軽微な変更における居宅サービス計画作成に際しては、どの箇所が変更になったかが分かるよう、見え消しで変更すること。また、第1表の余白等に軽微な変更として取り扱った理由等を記載しておくこと。~~

~~ウ 支援経過への記録~~  
~~支援経過記録に変更の理由、変更年月日、変更内容等を記録すること。~~  
~~なお、利用者に対して説明し、同意を得たことについても記載しておくことが望ましい。~~

~~基準の解釈通知（「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」平成11年7月29日付け老企2-2号 各都道府県介護保険主管部（局）長宛／厚生省老人保健福祉局企画課長通知）第三の3（7）㊸に居宅サービス計画の変更について書かれていますが、軽微な変更については次のとおりとなっています。~~

~~㊸居宅サービス計画の変更（第1-6号）~~  
~~介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第1-3条第3号から第1-2号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。~~  
~~なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で介護支援専門員が基準第1-3条第3号から第1-2号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。ただし、この場合においても、介護支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第1-3号（㊸居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。~~

~~軽微な変更として取り扱うための要件としては①利用者の希望による場合であって、②介護支援専門員が一連の業務を行う必要性がないと判断したものとなっており、これらを満たしていることが原則となります。~~

~~また、これまでも集団指導で「軽微な変更と考えられる例」について示していますが、「考えられる例」を示しているだけであり、これらに該当することを理由に全ての場合が軽微な変更として取り扱うことは適切ではありません。~~

~~平成22年7月30日付け介護保険最新情報V.6-1.1-5-5も参考としながら、利用者の状況を把握し、状況に応じた適切な判断をしてください。~~

**【令和2年度介護サービス事業者等集団指導時より、「軽微な変更の取扱い」を変更】**

## ○適切なケアマネジメントについて

### 【事例】

- ・有料老人ホームに入居したが、併設する訪問介護事業所以外のサービスを利用しないよう言われ、これまで通っていたデイサービスをやめた。
- ・身の回りのことができる利用者に、過剰なサービスを位置づけ、利用者の状態を悪化させた。

介護支援専門員は、その担当する要介護者等の人格を尊重し、常に当該要介護者等の立場に立って、当該要介護者等に提供される居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活総合事業が特定の種類又は特定の事業者若しくは施設に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない（介護保険法第69条の34 [介護支援専門員の義務]）となっています。

しかしながら、平成30年度の制度改定により、契約時の説明等が新たに義務付けられ、違反した場合には運営基準減算となることとなったことや、訪問介護の基準に「居宅サービス計画の作成または変更に関し、介護支援専門員や要介護被保険者に対して必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない」という条文が新たに加わっています。こうした改正がされる背景としては、公正中立なケアマネジメントが確保されていないことがあります。

例えば、集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、利用者の意思やアセスメント等を勘案せずに、利用者にとって適切な居宅サービス計画の作成が行われていないなどの実態が指摘されており、ケアマネジメントの質の低下が見られます。

基準条例で定めている居宅介護支援の基本方針でも、公正中立に行われることが求められており、違反する場合は基準に基づいた運営がされていないとも言えます。

また、居宅サービス計画の作成に当たっては、アセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための「最も適切なサービスの組合せ」について検討をすることとなっており、利用者の心身の状況等に応じて適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する必要があります。

こうしたことから、居宅サービス計画の作成に当たっては、介護保険制度の趣旨について十分に理解をしたうえで、「公平・中立」の立場で業務にあたってください。

## ○サービス担当者会議の開催について

サービス担当者会議については、居宅サービスの原案を作成した後に、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を召集して行う会議であり、利用者の状況等に関する情報の共有や担当者からの専門的な見地からの意見を求めるものです。

それぞれの居宅サービス事業所等からの参加者について、必ずしもサービス提供責任者（訪問介護）や生活相談員（通所介護等）でなければならないとの規定はなく、管理者や介護職員等、基準に基づき事業所に配置がされている職員のうち、利用者の状況を把握している職員であれば職種は問いません。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.hokkaido.jp